

香川県条例第16号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(母子父子寡婦福祉資金特別会計) 第2条 略</p> <p>(中小企業高度化資金特別会計) 第3条 略</p> <p>第4条～第18条 略</p>	<p>(母子父子寡婦福祉資金特別会計) 第2条 略</p> <p><u>(就農支援資金特別会計)</u> <u>第3条 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第9条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の規定による青年農業者等育成センター及び融資機関に対する就農支援資金の貸付業務に必要な資金の貸付事業の経理を明確にするため、就農支援資金特別会計を設置する。</u></p> <p>(中小企業高度化資金特別会計) 第4条 略</p> <p>第5条～第19条 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第3条に規定する就農支援資金特別会計の平成30年度の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

2 改正前の第3条に規定する農業改良資金の貸付事業の経理については、改正後の第3条の規定にかかわらず、同条に規定する就農支援資金特別会計において行うものとする。

(香川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 香川県税条例等の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。
附則第8項中「第7条」を「第6条」に改める。